



2021年2月26日

各 位

会 社 名 イオンディライト株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 濱田 和成
兼社長執行役員
(コード番号 9787 東証第一部)
お 問 合 せ 先 執行役員 豆鞆 亮二
グループ財務経理本部長
(TEL. 03-6840-5712)

金融庁による課徴金納付命令の決定について

当社は、2020年12月22日付「証券取引等監視委員会による課徴金納付命令の勧告について」のとおり、当社が行った過年度の有価証券報告書等の訂正に関して、証券取引等監視委員会から内閣総理大臣および金融庁長官に対して、金融庁設置法第20条第1項の規定に基づき、当社に対する3,565万円の課徴金納付命令を発出するよう勧告がなされておりました。

その後、当社は、2021年1月13日付「課徴金に係る審判手続開始決定に対する答弁書の提出について」のとおり、課徴金に係る金融商品取引法第178条第1項第4号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を金融庁審判官に提出いたしました。これを受けて、審判官から、課徴金に係る金融商品取引法第185条の6の規定に基づき、課徴金の納付を命ずる旨の決定案が提出されたことから、当社は、金融庁より、納付すべき課徴金の額3,565万円及び納付期限を2021年4月26日とする旨の決定を受け、本日決定書の送達を受けましたので、お知らせいたします。

本事案に関しまして、株主をはじめとするステークホルダーの皆さまには、多大なるご迷惑、ご心配をおかけしましたことを心より深くお詫び申し上げます。

引き続き、当社グループ一丸となり、再発防止に取り組むとともに、中長期的な企業価値の向上を目指し、信頼回復に全力で努めてまいりますので、何とぞご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

以上